

自治体向け

民間義務化のいま、改めて問われる公的責任

官公庁・自治体が「今すぐ」 対応しなくてはならない Webアクセシビリティ

2024年4月に法改正され、新規格改正を前にして官公庁・自治体が
取り組むべきこととは



SPIRAL AIGIS

スパイラル アイギス株式会社

本資料の構成

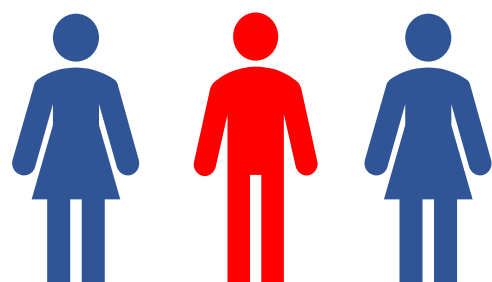
- 01 アクセシビリティを必要としているユーザー数
- 02 2024年法改正と公的機関の先駆的役割
- 03 アクセシビリティの法的根拠
- 04 目指すべきゴール
- 05 対応の遅れがもたらすリスク
- 06 アクセシビリティ対応のためにまずやるべきこと

準拠基準：JIS X 8341-3:2016 レベルAA

参照：総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」

01 アクセシビリティを必要としているユーザー数

日本においても「**2～3人に1人**」
がアクセシビリティを必要としている



WHOなどの国際機関の推計によると、世界人口の**約15%** が何らかの障害や機能上の困難を抱えている

さらに「一時的な障がい」や「状況的な制約」
(例：怪我・高齢・視認性や操作環境の制約など) を含めると、

全人口の約20% (=5人に1人) がアクセシビリティを必要としている

→日本でも**約5,000万人 (約40%)** が何らかの困難を抱えており、その割合は国際的な水準より高くなっている。

障がい者数
約1,153万人
(人口の**約9.3%**)

高齢者数
約3,624万人/1億2,380万人
(65歳以上 人口の**約29.3%**)

日本にいる**外国人**数
約377万人 (人口の**約2.9%**)

出典：WHO "World report on disability"
<https://www.who.int/publications/i/item/WHO-NMH-VIP-11.01>
MDRS "CDC: 1 in 5 American Adults Live With a Disability"
<https://www.mdrs.ms.gov/public-information/news/cdc-1-in-5-american-adults-live-with-a-disability>

出典：令和7年版障がい者白書 参考資料 (内閣府)
<https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r07hakusho/zenbun/pdf/ref.pdf>
出典：令和7年版高齢者白書 (内閣府)
<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2025/gaiyou/pdf/1s1s2s.pdf>
出典：令和6年末現在における在留外国人数について (出入国在留管理庁)
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00052.html

2024年法改正の背景と、公的機関に求められる役割

民間事業者まで義務化された今、 公的機関は「アクセシビリティ対応済みである」 ことを求められています

■ 障害者差別解消法のあゆみ

2016

平成28年4月

国・自治体は当初から義務

障害者差別解消法が改正。国の行政機関・地方公共団体は、当初から「合理的配慮の提供」が法的義務に

2024

令和6年4月1日

改正法施行・民間も義務化

改正障害者差別解消法が施行。民間事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化。社会的にも関心度上昇

■ NOW — なぜ「今」なのか

民間義務化なら住民・利用者から
「公的機関は当然対応しているはず」
という視点で見られます

出典：内閣府「改正障害者差別解消法が施行されました」（2024年5月）／政府広報オンライン（2024年2月）

法的根拠

Webアクセシビリティ対応は努力目標ではなく 2つの公式根拠に基づく「**必須要件**」です

1 障害者差別解消法

法律から求められていること（環境の整備）

すべての住民が、障がいの有無にかかわらず
行政情報にアクセスできる環境を整備すること

2016年～

公的機関は当初から義務

- ・ 中央省庁
 - ・ 地方公共団体
 - ・ 独立行政法人等関連団体
- が対象

2 みんなの公共サイト運用ガイドライン

どんなガイドラインか？

総務省が作成したウェブアクセシビリティの確保・維持・向上支援のためのガイドライン

2024年版

最新改訂版が公開済

- ・ JIS規格への適合を要求
- ・ 取組状況の公表を強く推奨

出典：内閣府「障害者差別解消法」（法律第65号）／総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」

公的機関に求められる絶対基準

目指すべきゴールは「JIS X 8341-3:2016 レベルAA」 行政サービスを“全員に届けられる”ことを求められています

3つの適合レベル

AAA	最高レベル すべて達成には現実困難な基準も含むため実際はほとんどない
AA	公的機関に求められる準拠レベル 総務省ガイドラインが明示する到達目標
A	最低限のレベル これだけでは公的機関の責務として不十分

★ 公的機関の目標

AA準拠対応に必要な基準

行政サービスを「全員に届ける」ために必要な品質基準の例

① 音声ブラウザでの
読み上げ

② キーボードだけで
操作できる

③ 色のコントラスト

④ 画像・図表の
代替テキスト

出典：JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」／WAIC「JIS X 8341-3:2016 達成基準早見表」

総務省も警鐘をならしているアクセシビリティ対応

オンラインでのサービス利用が増加しているからこそ 利用者・住民の**不利益**に直結します

△ 直視すべき現状

総務省「公的機関のウェブアクセシビリティ対応の促進に関する調査研究」（令和5年度）

48.8 %

公的機関全体で、レベルA・AAに
問題のあるページを抱えている公的機関の割合（1,208団体）

47.7 %

自治体サイト内で問題のあるページを抱えている
市区町村の割合（919団体）

81.6 %

地方独立行政法人内で問題のあるページを
抱えている割合（159団体）

1 情報格差による苦情・信頼低下

オンライン申請・重要告知が一部の住民に使えない状態になると、
自治体への信頼低下や直接的な苦情・要望・議会質問へと直結する

2 災害時・緊急時の致命的な遅れ

命に関わる

避難情報・緊急ニュースが音声読み上げに非対応の場合、視覚
障害のある住民へ情報が届かない事態が発生する

出典：総務省「令和5年度 公的機関のウェブアクセシビリティ対応の促進に関する調査研究報告書」（2024年公表）

解決策・結び — まず取り組むべきこと

「方針の公開」と「現状把握」からはじめましょう

目標、いつ達成するか
対象範囲などを明記！

①Webアクセシビリティ方針の公開

“サイトポリシー”のようにまずアクセシビリティ対応方針をサイト上に公表することが義務付けられています

方針に明記すべき項目

対象範囲

目標適合レベル（AA）

達成期限

例外事項

問い合わせ窓口

HOME > アクセシビリティの取り組みについて

アクセシビリティの取り組みについて

独立行政法人製品評価技術基盤機構ウェブアクセシビリティ方針（今後の目標）

製品評価技術基盤機構ホームページは、2016年3月22日に改正された日本工業規格JIS X 8341-3：2016「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第3部：ウェブコンテンツ」に基づいて、高齢者や障害者を含めた誰もが利用しやすい情報の提供を目指しています。これは「確かな技術と信頼できる情報をもとに暮らしの安全と未来への挑戦を支え続ける」というNITE(ナイト)の理念に通じるものです。

（1）対象範囲

<https://www.nite.go.jp/> 配下のうちCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）で作成し管理するもの。

（2）目標達成に向けたこれまでの取り組みと今後の予定

- ・2017年7月：ウェブアクセシビリティ方針の更新・ウェブアクセシビリティ検査結果の公開
 - ・2018年3月：適合レベルAA一部準拠
 - ・2019年3月：適合レベルAA準拠の達成
- 2019年度からはアクセシビリティの維持向上につとめ、定期的な評価および検査結果の公開を続けてまいります。

（3）目標とする等級

適合レベルAA

参考：NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)
<https://www.nite.go.jp/accessibility/policy.html>

解決策・結び — まず取り組むべきこと

「方針の公開」と「現状把握」からはじめましょう

検査した証明書
準拠した証明書
継続と公表が重要！

②現状把握によるAA準拠対応実施 (Webアクセシビリティ検査)

機械検証ツールと目視の診断を実施することで
現状把握とアクセシビリティ対応を進めていることを
証明書によって示すことが重要です

活用できるツールと診断手順

主要ページの抽出

機械検証

人による検証



参考：NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

<https://a11y.spiral-aigis.co.jp/SPAG2603A0037/certificate.pdf>

**総務省**
Ministry of Internal Affairs and Communications

公的機関のホームページに関わる全ての皆様へ

ウェブアクセシビリティ対応は 公的機関の責務です

ウェブアクセシビリティとは？

- **全ての人が必要な情報を得られるようにする、
世界共通の取組です**
目が見えない 耳が聞こえない 手の動作が不自由 高齢者
- **法律等に基づく責務です**
障害者権利条約 障害者基本法 障害者差別解消法 JIS X 8341-3 (ISO/IEC 40500)
国及び地方公共団体は、(中略) 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。[障害者基本法 第二十二条 第2項]
- **読みやすさ、使いやすさ確保の基本要件です**
スマートフォン対応 検索のしやすさ 自動翻訳 ユーザビリティ

参考：総務省(国立国会図書館インターネット資料収集保存事業より)
https://warp.ndl.go.jp/web/20260405110844/https://www.soumu.go.jp/main_content/000910640.pdf

**ウェブアクセシビリティ対応は公的機関の責務であるとか
公式ホームページについて最優先と示されています**

みんなの公共サイト運用ガイドラインとは

9

公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として
作成された**手順書**

- 運用ガイドラインの対象となる団体
国及び地方公共団体等の公的機関※
※議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関等、学校、病院、独立行政法人、公的なサービスを提供している企業も含む。
ただし、これらの団体のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、地方公共団体又は国の機関としての取組対象とするか、
別組織と位置付けて取組を促すか判断してください。
- 運用ガイドラインにおいて対応が求められる対象
ウェブアクセシビリティへの対応が求められている対象は、全てのウェブコンテンツ。
 - 公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）
 - 関連サイト（公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ（例：観光用サイト、イベント用サイトなど）。指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているものを含む。）
 - ウェブアプリケーション、ウェブシステム（例：電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など）
 - スマートフォン向けサイト、携帯電話向けサイト
 - KIOSK端末等で提供されるウェブコンテンツ（例：公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など）
 - CD等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ（例：マニュアルなど）
 - 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ
 - 業務アプリケーション（例：文書管理、財務会計、住民情報管理など）のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの

公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）について最優先で対応することとし、その他についても優先順位を検討し、対応を行ってください。

参考：総務省 公的機関に求められるホームページ等のアクセシビリティ対応
https://www.soumu.go.jp/main_content/000543284.pdf